

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定

山形県新庄市(以下「新庄市」という。)、山形三菱自動車販売株式会社(以下「山形三菱」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、新庄市内で自然災害、大規模停電その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずる恐れがある緊急の事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、新庄市が山形三菱から受ける電動車両(以下「車両」という。)及び車両からの給電を行う装置(以下「給電装置」という。)の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 新庄市は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするとき、山形三菱に対して車両及び給電装置の貸与を要請(以下「協力要請」という。)するものとする。

(協力要請方法)

第3条 前条の規定による協力要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職・氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 協力要請する車種及び台数
- (6) 協力要請の期日及び引き渡し場所
- (7) その他必要な事項

(協力)

第4条 山形三菱は、新庄市からの協力要請があった場合には速やかに車両及び給電装置を確保し、可能な範囲内で新庄市に貸与するものとする。

- 2 山形三菱は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 新庄市は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引渡しの日時については新庄市及び山形三菱が協議して決定するものとする。

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する

協力協定書

山形県新庄市

山形三菱自動車販売株式会社

(使用上の留意事項)

第5条 新庄市は、山形三菱から貸与を受けた車両及び給電装置を使用する際には次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 新庄市内において使用する。
- (3) 車両及び給電装置が故障若しくは何らかの理由により使用できなくなった場合は、山形三菱に速やかに連絡をする。

(賠償および保険)

第6条 車両及び給電装置の使用申中又は協力要請申中に発生した損害の賠償については次のとおりとする。

- (1) 事故等により、新庄市及び山形三菱が第三者に与えた物的及び人的被害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明の場合は、新庄市及び山形三菱が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 前号の場合において、新庄市が賠償責任を負う場合の車両の保険適用については、貸与した車両が加入している自動車保険によるものとする。ただし、自動車保険の自己負担額及び保険対象外の経費については、新庄市が負担するものとする。
- (3) 車両及び給電装置の引渡しの際の往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、山形三菱が、補償責任を負うものとする。
- (4) 車両及び給電装置の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については、新庄市及び山形三菱が協議し決定するものとする。

(実績報告)

第7条 山形三菱は、本協定第4条1項の規定により車両及び給電装置を貸与したときは、次に掲げる事項を記載した書面を新庄市に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及び車両登録番号
- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用については無償とする。ただし貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降の貸与に係る費用は新庄市の負担とし、この場合における車種別の1日当たりの費用については、新庄市及び山形三菱が協議して決定するものとする。

(費用の決定)

第9条 前条ただし書に規定する費用の算定に当たっては、災害時等の直前における適正価格を基準として新庄市及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 新庄市は、第8条ただし書の費用について山形三菱から請求があったときは延滞なくこれを山形三菱に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 新庄市及び山形三菱は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(通知)

第12条 新庄市は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度山形三菱に通知するものとする。

(実施細目)

第13条 本協定を実施するために必要な事項については、新庄市及び山形三菱が協議の上実施細目で定めるものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるものの他、新庄市及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに新庄市又は山形三菱から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定実施細目

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、新庄市及び山形三菱が記名押印の上各自その1通を保有する。

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定(以下「協定」という。)第13条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

令和元年9月20日

(協力要請書)

第2条 協定第3条に規定する協力要請書(以下「要請書」という。)は、様式1のとおりとする。

新庄市

山形県新庄市沖の町10番37号

新庄市 市長

山尾 順 純



(要請連絡先)

第3条 要請等の手続きに係る新庄市及び山形三菱の窓口については、次のとおりとする。

山形三菱

山形県山形市五十鈴3丁目1番6号
山形三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長

小野 勉



① 新庄市

第1連絡先

新庄市 環境課 地域防災室
電話 (0233)29-5827
FAX (0233)23-6112

第2連絡先【なし】

新庄市
電話
FAX

② 山形三菱

第1連絡先

山形三菱自動車販売株式会社 本社
電話 (023)631-3030
FAX (023)631-7982

第2連絡先

山形三菱自動車販売株式会社 新庄店
電話 (0233)22-3003
FAX (0233)22-3006

(引渡し場所)

第4条 協定第3条第6号に規定する引渡し場所に変更があったときは、新庄市はその都度これを山形三菱に届け出ることとする。

(実績報告書)

第5条 協定第7条に規定する実績報告書は、様式2のとおりとする。

附則

この実施細目は、令和元年9月20日から効力を生じるものとする。